

高病原性鳥インフルエンザ対策の再確認を!!

国内では平成 21 年 2 月愛知県のうずらでの発生以降、現在まで確認されていませんが、海外では発生が続いています。

飼養衛生管理基準（裏面）を遵守するとともに、対策の再確認を行い、ウイルスの侵入防止を徹底しましょう。

なお、平成 22 年 12 月 13 日に研修会がありますので参加して、高病原性鳥インフルエンザの知識を深めましょう（同封の「畜産とくток情報」参照）。

ウイルス侵入防止のポイント

日常の衛生管理

- 鶏舎出入り口に踏み込み消毒槽を設置し、長靴を消毒する
- 鶏舎毎に専用の長靴、作業服を使用し、作業前後に消毒薬を噴霧する
- ネズミ、ハエなどを定期的に駆除する

発生地への訪問の自粛

- 国の内外を問わず本病発生地域への訪問・渡航は、自らがウイルスの運搬者になる可能性があるため自粛する

外来者及び車両対策

- 原則、敷地内や鶏舎内に外来者等を入れない
- 飼料等は可能な限り敷地外で受け渡す
- 敷地内に入れる場合（飼料運搬車等を含む）は、踏み込み消毒槽や消石灰層を敷地入り口に設置し、タイヤの消毒や車両の消毒を行う
- 鶏舎に入れる場合は、専用の長靴、作業服、帽子、マスク等を必ず着用してもらい、踏み込み消毒槽で消毒後に入れる

野鳥対策

- 鶏舎や飼料庫の開放部分や換気口に防鳥ネット（網目は2cm以下）を使用し、野鳥等の侵入を防ぐ（すでに設置してある防鳥ネットは、破損の有無を点検しましょう）
- 飲用水としては湖沼、河川の自然水の使用を避け、水道水を使用する（やむを得ず自然水を使用する場合は塩素剤等で消毒する）
- 野鳥観察等は控える（水鳥類の集まる場所には近づかない）

異常家畜が認められた場合には松本家畜保健衛生所まで速やかに連絡してください。

松本家畜保健衛生所 TEL : 0263 (47) 3223 FAX : 0263 (47) 0101

（時間外は転送し、24 時間受付ています）

飼養衛生管理基準について

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の規定により、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準が定められています。

飼養衛生管理基準は、以下のとおりです。

| | |
|----|---|
| 1 | 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。 |
| 2 | 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。 |
| 3 | 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないように努めること。 |
| 4 | 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。 |
| 5 | 他の農場等に立ち込んだ者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。 |
| 6 | 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。 |
| 7 | 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。 |
| 8 | 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。 |
| 9 | 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。 |
| 10 | 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。 |

(家畜伝染病予防法施行規則第 21 条より)

一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

〔  = 輸入停止国【58カ国・地域】 〕

《ヨーロッパ》
 ロシア H5N1
 感染確認日:2005.7.22
 ウクライナ H5N1
 感染確認日:2005.12.6
 イタリア H7N3
 感染確認日:2002.10.23
 ルーマニア H5N1
 感染確認日:2005.10.11
 アルバニア H5N1
 感染確認日:2006.3.9
 チェコ H5N1
 感染確認日:2007.6.22
 オランダ H7N7
 感染確認日:2006.8.1
 (注)オランダはワクチン接種につき
 2006.3.16以降輸入停止
 セルビア・モンテネグロ H5
 感染確認日:2006.4.5
 ボルトガル H5N2(弱毒)
 感染確認日:2007.9.19
 デンマーク H7
 感染確認日:2008.12.25
 英国 (州単位での輸入停止)
 ノッティンガムシャー州 H5
 感染確認日:2010.5.18
 ノース・ヨークシャー州 H5
 感染確認日:2010.7.28

《東アジア》
 中国 H5N1 感染確認日:2004.1.27
 香港 H5N1 感染確認日:2001.5.18
 マカオ H5N1 感染確認日:2001.5.24
 台湾 H5N2(弱毒) 感染確認日:2010.1.22
 モンゴル H5N1 感染確認日:2005.9.2
 北朝鮮 H7 感染確認日:2005.3.15
 韓国 H7N7(弱毒) 感染確認日:2010.10.18

《アフリカ》
 ナイジェリア H5N1
 感染確認日:2006.2.9
 南アフリカ H5N2
 感染確認日:2004.8.9
 ジンバブエ H5N2
 感染確認日:2005.12.5
 エジプト H5N1
 感染確認日:2006.2.21
 ニジェール H5N1
 感染確認日:2006.3.1
 カメルーン H5N1
 感染確認日:2006.3.14
 スーダン H5N1
 感染確認日:2006.4.21
 コートジボワール H5N1
 感染確認日:2006.4.27
 ブルキナファソ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
 ジブチ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
 ガーナ H5N1
 感染確認日:2007.5.7
 トーゴ H5N1
 感染確認日:2007.6.26
 ベナン H5N1
 感染確認日:2007.12.6

《西アジア》
 イラク H5N1
 感染確認日:2006.2.6
 イスラエル H5N1
 感染確認日:2006.3.20
 ヨルダン H5N1
 感染確認日:2006.3.27
 パレスチナ自治区 H5N1
 感染確認日:2006.4.18
 クウェート H5N1
 感染確認日:2007.3.1
 トルコ H5N1
 感染確認日:2005.10.11
 サウジアラビア H5N1
 感染確認日:2007.3.27
 アゼルバイジャン H5N1
 感染確認日:2006.3.1
 レバノン 弱毒
 感染確認日:2009

《中央アジア》
 カザフスタン H5N1
 感染確認日:2005.8.4

《南アジア》
 パキスタン
 H7 感染確認日:2004.1.27
 H5N1 感染確認日:2006.2.27
 インド H5N1
 感染確認日:2006.2.21
 アフガニスタン H5N1
 感染確認日:2006.3.17
 バングラディッシュ H5N1
 感染確認日:2007.3.27
 イラン H5N1
 感染確認日:2008.1.17
 ネパール H5N1
 感染確認日:2009.1.19
 ブータン H5N1
 感染確認日:2010.2.24

日本
 ●H7N6(弱毒)
 感染確認日:2009.2.27
 清浄性確認日:2009.7.19
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2007.1.13
 清浄性確認日:2007.5.8
 ●H5N2(弱毒)
 感染確認日:2005.6.26
 清浄性確認日:2006.7.21
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2004.1.12
 清浄性確認日:2004.4.13

《南北アメリカ》
 メキシコ (弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
 コアウイラ州他 H5N2(弱毒) 感染確認日:2005.3.31
 ドミニカ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2007.12.25
 ハイチ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2008.6.16

《東南アジア》
 ベトナム H5N1
 感染確認日:2004.1.9
 インドネシア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
 ラオス H5
 感染確認日:2004.1.27
 (*H5N1 感染確認日:2006.7)
 カンボジア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
 タイ H5N1
 感染確認日:2004.1.22
 マレーシア H5N1
 感染確認日:2004.8.5
 ミャンマー H5N1
 感染確認日:2006.3.14

2010年10月18日現在



